

広島県最低賃金が 1,020 円（時間額）に

～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 岡田行正）は、本年 6 月 28 日付けで広島労働局長から諮問された広島県最低賃金の改正決定について、本日 8 月 21 日に、「広島県最低賃金を現行の時間額 970 円から 50 円引き上げて、時間額 1,020 円とするのが適当である。」旨、答申しました。

同審議会では、本年 7 月 25 日付けで中央最低賃金審議会より示された「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」及び広島県内の各種統計資料や県内の雇用情勢を基に、異議の申出を含めて慎重に審議を重ねた結果、前記の結論に至ったものです。

広島労働局では、この答申を踏まえ、広島県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。効力発生日については、令和 6 年 10 月 1 日となる予定です。

なお、厚生労働省としましては、最低賃金の引上げに伴う環境整備や年収の壁対策のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の制度（ホームページ内にリーフレット掲載）を設けており、広島労働局は、当該助成金を十分に活用していただくため、8 月から 9 月にかけて重点的な周知を行うこととしています。

業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

キャリアアップ助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （答申）
時間額	据え置き	899 円	930 円	970 円	1,020 円
引上げ額		28 円	31 円	40 円	50 円
引上げ率		3.21%	3.45%	4.30%	5.15%

写

令和6年8月21日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日貴職から、令和6年8月5日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する労働者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。